

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台(1)

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式

次に掲げる方式に従わなければならないものとして、次の案のいずれかひとつ又は複数の規律を設けるものとする。

【甲案】文字情報に係る電磁的記録による遺言とし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人二人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付並びに自己及び証人の氏名を記録すること。

③ 遺言者が、②の電磁的記録に記録された遺言が自己の遺言である旨並びに記録されている全文（財産目録を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること。

④ 証人が、②の電磁的記録に記録された遺言が③の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名を口述すること。

⑤ 遺言者が、③及び④の口述の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

⑥ 遺言者が、②の電磁的記録に記録された遺言に⑤の電磁的記録を結合すること。

（注1）口がきけない者が遺言をするときは、通訳人の通訳により口述すること又は遺言者が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、上記③の口述に代えることができるものとするものが考えられる。

（注2）証人が現実に立ち会うものとする場合の負担を考慮し、証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議の方法」という。）により立ち会うものとするものも考えられる。

（注3）作成の負担や電子署名の有効性検証が行われる場面が想定されないことを考慮し、遺言者が電磁的記録に電子署名を講ずることを方式要件とせず、証人の立会いにより真正性の担保（偽造・変造のリスクの回避）等を図る考え方である。

【乙案】文字情報に係る電磁的記録による遺言とし、公的機関が保管申請時の本人確認を行った上で保管することを要件とする方式

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録すること。
- ② 遺言者が、公的機関に対し、①の電磁的記録を提供して保管申請をすること。
- ③ 遺言者が、②の保管申請をするときは、公的機関に対し、マイナンバーカードその他の法務省令で定める本人確認資料を提供等する方法により、遺言者が本人であることを明らかにすること。
- ④ 公的機関が、②により提供された電磁的記録を保管すること。

(注1) 遺言者は、遺言に係る電磁的記録を送信した上で、出頭により、又はウェブ会議の方法を用い、自己の遺言である旨を申述するなどして保管申請手続をすることが考えられる。

(注2) 保管申請に先立ち、遺言者が遺言に係る電磁的記録に電子署名を講ずることについては、作成の簡便性を重視すれば不要とすることが考えられる一方、真正性の担保等を図る観点から必要とすることも考えられる。

(注3) 遺言者の真意性の担保等を図る観点からは、上記の要件に加え、②から④までの手続について、証人の立会いを要するものとするとも考えられる。この場合には、ウェブ会議の方法により立ち会うことも許容することが考えられる。

【丙案】書面による遺言とし、公的機関が保管申請時の本人確認を行った上で保管することを要件とする方式

- ① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること。
- ② 電磁的記録に代えて書面による遺言とするほか、【乙案】の②から④までと同じ。

(注1) 遺言者は、出頭により、又は遺言に係る書面を郵送した上でウェブ会議の方法を用い、自己の遺言である旨を申述するなどして保管申請手続をすることが考えられる。

(注2) 遺言者の真意性の担保等を図る観点からは、上記の要件に加え、②のうち【乙案】の②から④までの手続について、証人の立会いを要するものとするとも考えられる。この場合には、ウェブ会議の方法により立ち会うことも許容することが考えられる。

(後注) 【乙案】に関連して、文字情報に係る電磁的記録による遺言について、顔貌認証等の生体認証技術、電子署名又は録音・録画等のデジタル技術を活用することにより、オンラインで本人確認等をした上で保管するものとする考え方については、遺言を作成しようとする者のニーズ、遺言者が負担することとなる費用(情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。)、将来の情報通信技術の進展に対応し得る規定の在り方等を考慮しつつ検討することを要す

る。

(補足説明)

1 はじめに

5 本文第1の1は、普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を提案するものであり、いずれか一つのみとするのではなく、想定される利用者層に応じて複数の案を選択することも考えられる。

本文では、今後、遺言の執行手続（登記手続、預貯金解約手続等）等についてオンラインで行われる場面が増加すると想定されることなどを踏まえ、（文字情報に係る）
10 電磁的記録による遺言とする案（【甲案】及び【乙案】）を記載している。また、遺言者のデジタル技術の習熟度等に応じた利便性を考慮し、デジタル技術を活用する方式として、（プリントアウトした）書面による遺言とする案（【丙案】）を記載している。

更に、本文の三つの案は、遺言を保管制度の対象としない案（【甲案】）と、保管制度に基づき保管される案（【乙案】及び【丙案】）に分類することができる。

15 電磁的記録による遺言とする案については、発見されにくく、また原本を特定しにくいなどの特性があることから、保管制度に基づき保管するメリットがある。他方で保管申請手続を要する点が遺言者の負担となる側面等もあるため、特に電磁的記録による遺言については、その特性を踏まえた上で、保管制度に基づき遺言を保管する
20 可否により、他の論点（日付、加除その他の変更、撤回）にどのような影響を及ぼすかなども考慮しつつ各案の是非を検討する必要があるものと考えられる（注）。

(注) 電磁的記録による遺言については、文書による遺言よりも発見されないリスクが高いことや、遺言者が施したパスワード等により他人が遺言の内容を読み取ることができないおそれがあることを踏まえて検討することが考えられる。また、電磁的記録は容易にコピーすることができるため、原本と複製物との判別が困難であるところ、保管制度に基づき保管されるものとした場合には、それにより唯一の原本の存在を確保することができ、複数ある電磁的記録のうち
25 の一つが破棄された場合に撤回に当たるのか否かの判断が困難となるという問題を解決することができると考えられる。

30 2 部会資料5における各案との関係

(1) 文字情報に係る電磁的記録とともに、遺言者による作成又は口述の状況を録音・録画した電磁的記録を作成した上で、これらに電子署名を講ずる方式（部会資料5の本文第1の1の【甲1案】）については、第5回会議において、電子署名を講ずるのみではマイナンバーカードの冒用による録音・録画の偽造・変造等のリスクを回避
35 することができない、電子署名が有効期間の経過又は遺言者の死亡により失効した場合には偽造・変造のリスクがあり、失効した電子署名が講じられていたことを

確認することの意味は乏しいなどの指摘があった。また、このうちの後者の指摘は、文字情報に係る電磁的記録を作成し、証人が立ち会った上で、遺言者及び証人が電子署名等を講ずる方式（同【甲2案】）のうち、これを保管制度の対象としない場合（同資料の本文第2の2の【C案】）にも同様に当てはまるものと考えられる。

5 そこで、遺言を保管制度の対象とせず、自宅等で各自が保管することを前提とする方式として、本資料においては、電子署名を講ずることを要件とはせず、証人の立会いと録音・録画を併せて要件とすることにより真正性の担保等を図る観点から、本文の【甲案】を記載している。

10 文字情報に係る電磁的記録を作成し、保管時に本人確認等を行う方式（同【甲3案】）に対応するのは、本文の【乙案】である。

15 さらに、プリントアウトした書面を作成し、証人が立ち会うものとする方式（同【乙1案】）については、遺言者本人による入力等を必要とするとの考え方に下記(2)のとおりの問題点がある一方、遺言者本人による入力等を必要としない考え方に立った場合には、真意性の担保等を図るための方式要件として十分でないとも考えられる。そこで、プリントアウトした書面を作成し、保管時に本人確認等を行う方式（同【乙2案】）に対応するものとして、本文において【丙案】を記載することとし、その（注）において、真意性の担保等を図る観点から更に証人の立会いも併せて方式要件とする考え方を記載している。

20 (2) 部会資料5では、遺言者本人による入力等を必要とするとの考え方に立つ案（部会資料5の本文第1の【甲1A案】、【甲2A案】及び【乙1A案】）を記載した。しかし、この考え方に対しては、文字情報の一部がコピー・アンド・ペーストであった場合や、生成AIやチャットボットを補助的に活用した場合等を想定すると、何が「遺言者本人による入力」に該当するかは必ずしも自明ではなく、該当するか否かの認定判断が難しい要件になるのではないかと趣旨の意見があったほか、遺言者は長期間にわたって入力しながら遺言の文案を考えることも多く、証人が遺言者による入力の全過程に立ち会うのは現実的ではないなどの意見があった。そこで、本資料の各案は、遺言者本人による入力等を必要とする考え方（部会資料5の本文第1の【A案】）を採らないこととし、遺言者本人による入力等を必要としない考え方（同【B案】）を前提としている。

30 (3) 部会資料5の（後注）の第一段落で記載された考え方については、引き続き本資料の本文の（後注）に記載されている。これに対し、第二段落では、遺言者が遺言を口述する状況を録音・録画した電磁的記録自体を遺言とする方式等も記載していたが、一覧性及び可読性がないことなど円滑な執行の観点等から問題点があると考えられ、積極的に支持する意見もみられなかったことから、本資料の本文の（後注）
35 には記載していない。

3 証人について

これまでの議論においては、証人の在り方を具体化する必要があるのではないかと
の指摘が複数あった。そこで整理を試みると、新たな遺言の方式における証人の具体
的な在り方については以下のように考えられ、この整理を踏まえた上で、各案に当て
はめて検討することが考えられる。

(1) 証人の欠格事由

民法は、遺言の証人又は立会人となることができない者（欠格事由）について、
遺言の内容に利害関係があるため遺言内容に不当な影響を及ぼし得ると典型的に考
えられる者や、証人に求められる役割を担当するだけの判断能力を備えていないと
典型的に考えられる者として、①未成年者、②推定相続人及び受遺者並びにこれら
の配偶者及び直系血族を定めており、この欠格事由は普通的方式及び特別的方式の
いずれにも当てはまるものである（第974条第1号・第2号、第982条）（注1）。
なお、このほか、公正証書遺言及び秘密証書遺言における証人について適用される
欠格事由として、証人に求められる役割を適正に果たすことができないおそれがあ
ると典型的に考えられる者である、③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び
使用人を定めている（第974条第3号）。

新たな遺言の方式においても、これらと同様に解するのが他の方式と整合的であ
ると考えられる。

(2) 証人の具体的な役割及び機能

証人が立ち会う場面については、遺言作成の開始から終了まで立ち会うことを必
要とするとの在り方と、遺言の完成・署名時に立ち会うことのみで足りるとする在
り方が考えられる。更に、何をもって「遺言作成」と考えるのかによるものの、前
記2(2)のとおり、証人が遺言者による入力全過程に立ち会うのは現実的ではない
ことなど、立ち会いを要する場面を広くすると、遺言者や証人にとって過剰な負担
になると考えられる。

そうすると、証人は、遺言者に人違いがないこと、遺言者が（他者からの不当な
干渉や介入がなく、）真意に基づいて遺言を作成したものであることを確認するこ
と、更に遺言者が口述等する場合には遺言者の口述等が正確なことを確認して承認
する役割を担うこととなると考えられる（注2）。

なお、このような在り方の場合には、証人は遺言の内容を知ることとなるものの、
仮に、新たな方式において、遺言者が証人に対しても遺言の内容を知られたくない
利益を重視する場合には、遺言者が遺言を作成したことの限度で証人が確認し、承
認する在り方も考えられる。

(3) 証人の立会いの方法

証人は、遺言者と対面により立ち会う方法と、ウェブ会議により立ち会う方法と
が考えられる。

上記(2)の役割及び機能を十分に果たすことができるかという観点から、ウェブ会議により立ち会う方法の相当性について検討する必要があると考えられる。

(4) 公正証書遺言における証人との相違

第5回会議において、証人が具体的に何をする必要があり、事後に紛争になった場合には証人を通じて何を確認することができるようにしておくのかを明確にすべきであり、この点が曖昧な場合には、証人に関する方式要件がうっかり満たされず遺言が無効となるリスクがあるとの指摘があり、また、併せて、そのようなリスクを避けるためには、証人が何をすべきかについて証人自身が知識を有している必要があるところ、新たな方式においては、現行の公正証書遺言とは異なり、公証人という専門家の関与がないことを踏まえた上で、証人が方式違背を招くことなく役割を果たすことができるかという観点から検討すべきであるとの趣旨の指摘があった。

この点、仮に【甲案】のような在り方で証人が立ち会うものとした場合、【乙案】若しくは【丙案】又は公正証書遺言との間では、公的機関又は専門家が関与しないという点で、証人の位置付けが異なるものと考えられる。

特に【甲案】の場合には、方式についての軽微な遺漏により遺言が無効となるような場合も想定されるところであり、新たな方式が安定的に用いられ、信頼性が高いものとなるためには、そのような事態は避ける必要があると考えられる。そうすると、仮に証人の立会いを方式要件とした場合であっても、証人がすべきことに関する定めについては、可能な限り単純なものとした上で、新たな方式について十分な周知広報を行うことも必要となると考えられる。

(注1) 公証人法には、公正証書の作成に際し一般的に証人を要するとの規定はない。その上で、嘱託人（遺言者）が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合又は嘱託人が文字を理解することが困難である場合に立ち会わせる証人について、改正後の公証人法第35条第3項は、①未成年者、②第14条各号に掲げる者（拘禁刑以上の刑に処せられた者等）、③嘱託事項について利害関係を有する者、④嘱託事項について代理人である者又は代理人であった者、⑤嘱託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、保佐人、補助人、被用者又は同居人、⑥公証人の配偶者、四親等内の親族、被用者、同居人又は書記を欠格事由として規定している。

なお、現行の第974条が定める欠格事由が相当かについて、改正後の公証人法第35条第3項を踏まえて検討することも考えられる。

(注2) 公正証書遺言の場合の証人は、遺言者の真意を確保し、遺言をめぐる後日の紛争を防止するため、①遺言者に人違いのないことを確認すること、②遺言者が正常な精神状態の下で自らの真意に基づき遺言の趣旨を公証人に口授するものであることを確認すること、③公証人による遺言者の口述の筆記が正確なことを確認して承認することを担保する役割を担うとされている。

4 公的機関における本人確認等の在り方について

(1) 基本的な考え方

【乙案】及び【丙案】では、公的機関が遺言者本人の本人確認を行うこととして
5 いるところ、遺言者の手続上の負担の程度、オンラインで行う場合におけるデジタル技術の活用の在り方等の観点から、具体的な本人確認手続の在り方について検討する必要がある。

そこで、参考となる制度についてみると、遺言書保管法では、遺言者本人が法務局に出頭することとした上で、遺言書保管官が、遺言者本人からマイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書の提示を受けることによって本人
10 確認を行うこととしている（遺言書保管法第5条、法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和2年法務省令第33号）第13条参照）。

新たな遺言の方式の本人確認手続では、上記の既存の本人確認手続の在り方を参考とし、遺言者本人が公的機関に出頭することとした上で、マイナンバーカード等
15 公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書の提示を受けることによって本人確認を行うことが考えられる。

また、オンライン等による手続のニーズを踏まえ、遺言者の選択に応じて、出頭に代えて、オンライン等の方法により本人確認を行うことを可能とすることが考えられるが、この場合には、同居の親族等が遺言者の署名用電子証明書のパスワードを管理している実態も一定数あると想定されることから、他の手続よりも第三者が遺言者本人に代わって申請するリスクが高いことに留意する必要があると考えられる。そのため、例えば、公的機関において、第三者によるなりすましを防止するため、ウェブ会議の画面越しに顔写真付きの身分証明書を提示させた上でその顔写真とウェブ会議の画面に映っている遺言者の顔とを照合したり、遺言者の了承を得て
20 ウェブ会議の画像キャプチャを保存したりすることなどが考えられる。

(2) 参考となる他の制度等

本人確認について参考となる制度として、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）では、金融機関等が顧客等の本人特定事項（確認の対象が自然人である場合は氏名、住居及び生年月日）を確認する義務を負っている
30 ところ、この確認の具体的な方法として、金融機関等が、顧客等から、マイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法のほか、顧客等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び顔写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける方法や、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の送信を受ける方法等が定められている（犯罪による収益の移転防止に關す
35

る法律第4条第1項第1号、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第6条第1項、第7条参照）。

また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。令和6年6月7日公布。公布の日から起算して1年以内に施行。）においては、マイナンバーカードの券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、本人の個人番号及び顔写真）をスマートフォンに搭載し、その情報を相手方に送信することができる「カード代替電磁的記録」の制度が新たに設けられ、対面又はオンラインによる本人確認における利用が想定されている。本人確認の方法については、こうした情報通信技術の動向も考慮しつつ検討する必要がある。

なお、手続に係る要件の詳細については、遺言を作成しようとする者のニーズ、遺言者が負担することとなる費用（公的機関による情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。）、情報通信技術の進展に対応し得る規定の在り方等を考慮しつつ検討を進めることを要すると考えられる。特に、公的機関による情報処理システムの開発及び運用保守に要する費用は、受益者負担の観点から、遺言者が保管申請の手数料として負担することとなると考えられることから、ニーズの乏しい情報処理システムの機能開発等により、過大な手数料を負担させることとならないよう、情報通信技術の動向も踏まえつつ、社会の実態に即した制度設計となるよう留意する必要がある（（後注）及びその補足説明も参照）。

(3) 真正性の担保にとどまらない手続の在り方

遺言者本人による全文等の入力が必要としない方式とする場合には、例えば、親族等が、遺言者の真意に基づかない内容の遺言を作成した上で、認知機能の不十分な遺言者にその内容や法的効果等を十分には理解させないまま、保管申請の手続をすることを促すなど、全文等の自書を求めている自筆証書遺言と比較して、悪用のリスクが高いことが懸念される。そのため、公的機関が本人確認を行った上で保管することを要件とする場合には、保管申請の際に、遺言者の本人確認のみならず、その真意性を担保するための何らかの外形的な確認をすることも考えられる。

もっとも、そのような確認を要することとするか否かについては、公的機関の審査能力・事務負担や審査の基準、公正証書遺言との棲み分け、遺言者の手続負担等の観点も踏まえて慎重に検討する必要がある。例えば、保管申請の際に、遺言者が公的機関に対し、自己の遺言である旨を申述（口述）することを方式要件とすることも考えられるが、公正証書遺言における公証人に対する口授とは異なり、その申述が遺言能力のある遺言者の真意に基づくものであることまでは公的機関の審査の範囲に含まれないことを前提とすると、申述の具体的な内容の明確性や、申述がされないことを理由に公的機関が保管申請を却下する場合の具体的な審査基準、そも

能力が十分にあることを客観的に確認することができるケース等)には特別に慎重に行うことまでは求められない。なお、利害関係者の関与を防ぐ方策については、嘱託人が自由な意思の下で真意を述べることができる環境を確保するため、利害関係者等が立ち会うことのないように配慮する必要があるところ、具体的には、ウェブ会議の開始時や途中の任意の時点において、一度嘱託人がカメラを動かして嘱託人の周囲の全方位を撮影し、周囲に誰もいないことを公証人に確認させることなどが考えられる。

5 【甲案】について

(1) 概要

【甲案】は、遺言者がワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成するとともに、全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名（以下「全文等」という。）を口述する状況及び証人が全文等の記録が遺言者の口述と符合することを承認した上で氏名等を口述するものとし、その状況を録音・録画した電磁的記録を作成した上、遺言者が両者の電磁的記録を結合する方式である。この案は、証人の立会いを要件とするとともに、遺言者が遺言の全文等を口述する状況を録音・録画した電磁的記録の作成を要件とすることにより真正性の担保を図るとともに、その際の遺言者による全文等の口述や遺言者との証人とのやり取りにより、真意性の担保を図る考え方であり、これにより、自筆証書遺言と比較して他人による改変等のリスクは高くないとも考えられる。遺言者等が言語機能障害の場合であるなど、遺言の全文等を口述することができないときは、本文の（注1）のとおり、通訳人の通訳又は電子計算機の利用により申述することが考えられる。

録音・録画に係る電磁的記録はデータ量が大量となり、現状では、これを保管する場合にはシステムへの負担と過大なコストが生じる可能性が高いことから、保管制度の対象とせず、自宅等で各自が保管することを前提としている。

(2) 具体的な内容についての補足

ア 証人は、遺言者に人違いがないこと、遺言者が真意に基づいて遺言に係る電磁的記録を作成したものであることを確認すること、遺言者の口述が文字情報に係る電磁的記録に係る遺言と整合しており、正確であることを確認して承認する役割を担うこととなると考えられる。

証人の欠格事由については、危急時遺言においても公証人や立会人の関与はないものの証人の資格について特段の規律を設けていないことに加え、【甲案】では録音・録画した電磁的記録を併用することによって証人の役割を一部補助しているとも考えられることを踏まえ、特段の規律を設けないとの考え方があり得る。

また、証人は、必ずしも自らの職責に基づいて立ち会う者ではなく、第三者からの不当な働きかけを排除するための環境を確保するノウハウ等を有していないことから、本文では、遺言者と対面により立ち会うものとしている。ただし、

本文の（注2）のとおり、利便性を図る観点から、証人についてウェブ会議の方法による立会いを認める考え方もあり得ると考えられる。

証人の人数については、普通の方式であることを考慮し、証人2人を要するものとすべきとしている。ただし、【甲案】では録音・録画した電磁的記録の作成も
5 求められることを踏まえ、2人より減少させることも考えられる。

なお、証人の口述状況の録音・録画があれば、証人が遺言が真正に成立したことを承認したことは記録上明らかとなることから、本文では、証人の氏名を特定するための文字情報の記録は、あらかじめ遺言者が行うものとしている。

イ 本文では、真正性の担保等の観点から、証人が自己の氏名を口述する状況も録
10 音・録画することとしている。

しかし、撮影対象が広範囲にわたると適切に撮影されず、遺言者の意思に基づく遺言が無効となってしまうリスクがあることを考慮すると、証人の口述は要件としないとする考え方もあり得る。

ウ 本文では、遺言者が遺言の全文等を口述することにより、遺言者が全ての内容を認識して遺言したことが明らかになることや、録音・録画の撮影場面を明確にし、不適切な撮影による無効のリスクを減らすこととなることなどを踏まえ、遺言者が遺言の全文等を口述することを方式要件としている。なお、遺言の全文等と遺言者が口述した内容に相違がある場合が問題となるところ、読み間違いであることが録音・録画の状況等から容易に判明する場合には、読み間違いであることが直ちに方式違反により無効となるものではないと整理することが考えられる。
15
20

もともと、遺言者による全文等の口述は負担が大きいと考えた上で、【甲案】では証人が遺言者の真意を確認することができるため、全文等の口述は方式要件としないとの考え方もあり得る。

エ 本文では、遺言者が、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録を一体化する観点から、両者を結合することを要件としており、具体的には、文字情報に係る電磁的記録（ワード文書等）に録音・録画に係る電磁的記録（動画ファイル等）を挿入して一つの電磁的記録にすることなどが考えられる。
25

もともと、遺言者が当該結合を行ったことを担保することは困難である上、両者がその内容において一対一で対応していることが認識可能であれば必ずしも二つの電磁的記録を結合する必要はないとも考えられ、特に【甲案】では文字情報に係る電磁的記録に記録された全文等を口述することから、録音・録画に係る電磁的記録と対応することが示されることとなり、結合を要件としないとする考え方もあり得る。
30

オ 【甲案】では、保管を行わないため、家庭裁判所における検認手続を要することになると考えられる。仮に、【甲案】を採用する場合には、電磁的記録による遺
35

言に係る検認手続の在り方について、具体的な方式要件の内容を踏まえて、引き続き検討する必要があるが、例えば、検認手続において、録音・録画された電磁的記録中の発言者の音声や容貌が遺言者本人のものと相違ないかを申立人及び相続人に確認し、その結果を検認調書に記載した場合に、当該検認調書に基づき

5 執行の可否を判断することができるものとするのであれば、法務局（登記所）や金融機関等において録音・録画の電磁的記録を確認する義務がないと整理することも考えられる。

(3) 問題点への対応等

【甲案】に対しては、録音・録画に係る電磁的記録については、ディープフェイク技術等を用いることなどにより偽造・変造が可能であることから、第三者による改ざん防止の点で不十分であるとの指摘があり得る。この点については、録音・録画に係る電磁的記録のほかに、証人の立会いによって改ざん防止を図ろうとするものであり、遺言によって不当に利益を得ようとする第三者（受遺者）の関係者が証人となって偽造等をするを完全に防ぐことは困難であるものの、自筆証書遺言

10 15 15 海外法制における遺言の方式と比較して改ざんのおそれは高いものとはいえないとも考えられる。

また、録音・録画に係る電磁的記録については、作成時点から相当期間が経過した場合には再生できなくなるおそれがあるとの指摘があり得るものの、録音・録画に係る電磁的記録のアルゴリズムのプログラムが分かれば再生することは技術的に可能であり、再生できない場面は限定的とも考えられる。また、遺言の作成から相当の期間が経過した場合については、遺言者の資産状況や推定相続人も変動し得るから、相続人等間の死後の紛争を予防するためにも、相当の期間が経過した遺言については再度遺言を作成することによって対応するのが相当と考えられ、遺言の作成から相続開始までに長期間が経過する場合を常に想定した制度設計とするまでの必要はないとも考えられる。

20 25

さらに、電磁的記録の遺言が発見されないリスクがあるとの指摘については、実務上、遺言者が、死亡時や遺言の検認時まで関与することのできる適切な第三者を選定することなど（例えば、遺言執行者となる弁護士に遺言に係る電磁的記録等を預けることが考えられる。）によって対応することが考えられるが、保管制度を設けない以上、何らかの規律を設けて対応することは困難であると考えられる。

30

なお、証人の立会いを要件とすることは、自筆証書遺言よりも負担が大きく、利便性に欠けるとの指摘もあり得るが、デジタル技術の進展を考慮すると、保管制度を利用しない場合には、第三者の関与なく真正性等を担保したまま遺言の存在を確保することは困難であるとも考えられ（(後注)の補足説明参照）、デジタル技術を用いた遺言をする場合に証人の関与を求めることは主な海外法制における遺言の方式でも同様であると考えられる。

35

6 【乙案】について

(1) 概要

【乙案】は、遺言者がワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成し、公的機関が保管申請に際して遺言者の本人確認を行った上で保管する方式である。保管申請時の本人確認により真正性は担保され、また、遺言者が自ら保管申請を行ったとの事実関係により、自筆証書遺言で担保されている程度の真意性等の担保は図られるとした上で、その後の保管により、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応するとの考え方である。

(2) 具体的な内容についての補足

ア 申請手続については、本文の（注1）のとおり、デジタル技術の活用により遺言者の負担を軽減する観点から、出頭のほか、ウェブ会議の方法により本人確認を行うことを可能とすることが考えられる。なお、この場合に、遺言に係る電磁的記録の提供は、オンラインにより送信する方法によることが考えられる。

本人確認等の在り方については前記4のとおりである。

イ 遺言に係る電磁的記録へ電子署名を講ずることの要否については、真正性の担保等の観点を重視してこれを必要とする考え方、遺言者の手続的負担等を考慮して不要とする考え方、又は不要とした上で申請の際に別途作成する申請書情報（電磁的記録）には電子署名を行うこととする考え方があり得るところ、その他の申請手続の在り方を踏まえて検討する必要があるため、その旨を本文の（注2）に記載している。なお、電子署名を全く講じないこととする場合には、その他の方法（生体認証技術や遺言者と公的機関の職員とのやり取りの方法等）による真正性の確認の在り方がより重要となると考えられる。

ウ 公的機関における保管申請手続のみでは、真意性の担保や熟慮を促すことが十分でないと考えられる場合には、更に証人の立会いを要件とすることが考えられ、その旨を本文の（注3）に記載している。この場合、証人については、遺言者に人違いがないこと、遺言者が真意に基づいて遺言に係る電磁的記録等を作成したものであることを確認して承認する役割を担うこととなると考えられるところ、

【乙案】では公的機関の職員が立ち会うため、対面のほか、ウェブ会議の方法による立会いを認めることも考えられる。なお、立ち会う証人の具体的な手続の在り方や証人が承認したことを明らかにする方法等については、引き続き検討を要する。

(3) 問題点への対応等

【乙案】に対しては、オンラインの方法等が利用可能としても、保管申請手続を要する点が遺言者の負担となるとの指摘があり得る。これに対しては、自筆証書遺言における全文自書要件が不要となることとのバランスからは、許容できる負担で

あるとの意見があるほか、第5回会議では、保管手続で一定の方式要件の不備が解消される可能性があるなど法的安定性が図られることに加え、保管制度を利用することで検認手続を要しないとするのであれば検認手続に伴う相続人等の負担がなくなるため、遺言の手続全体でみると負担と考えるべきではないとの指摘もあった。

5 また、意思の形成及び表示について独立自由を確保し、意思表示の瑕疵や他人の影響等を防止するという点について、自筆証書遺言における全文自書要件等とは異なり、内容を自ら理解した上でこれを表現するというプロセスがないことから、保管申請時の本人確認によって担保することができる程度には限界があるのではないかとの指摘があり得る。この指摘への対応については、前記4(3)のとおりである
10 ほか、本文の(注3)のとおり、証人の立会いを要件とすることが考えられるが、手続負担が大きく、利便性に欠けるとの指摘が考えられる。

 このほかにも、例えば、秘密証書遺言においては、遺言者本人が遺言書を筆記していない場合には筆者を通じて遺言の作成過程を明らかにするため、遺言者が公証人に対し筆者の氏名及び住所を申述するものとされていることを踏まえ、新たな遺言の方式においては、入力者を明らかにすることを方式要件とすることが考えられる。
15

7 【丙案】について

(1) 概要

20 【丙案】は、遺言者がワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成し、これをプリントアウトした書面に署名した上で、公的機関が保管申請に際して遺言者の本人確認を行った上で保管する方式である。保管申請時の本人確認により真正性は担保され、また、遺言者が自ら保管申請を行ったとの事実関係により、自筆証書遺言で担保されている程度の真意性等は図られるとした上で、保管により、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応するとの
25 考え方である。

(2) 具体的な内容についての補足

 ア 【丙案】では、遺言者がプリントアウトした書面に署名すれば足り、作成(入力)の方法については問わないこととしている。なお、遺言者がプリントアウトした書面に手書きで本文等を追記することについて、保管の申請を受け付ける公的機関において、保管申請時まで追記された本文等を含めて遺言者の作成したものであるかを確認するものとするのが考えられ、その場合には、手書きによる追記を認めないとする必要はないと考えられることから、手書きによる追記も含め、作成の方法については問わないものとするのが考えられる(下記本文4
30 (加除その他の変更、撤回について)を参照)。
35

 なお、現時点では、プリントアウトした文書に署名のみをすることを方式要件

としているものの、自筆証書遺言の方式要件における押印要件の扱いに関する議論を踏まえ、押印を方式要件とすることも考えられる。

イ 申請手続について、部会資料5の【乙2案】では、出頭を要するものとしていたところ、第5回会議において、プリントアウトした書面であっても郵送による方法を認めて出頭の負担を軽減すべきとの意見があったことも踏まえると、本文の（注1）のとおり、出頭のほか、郵送により申請することも可能とした上でウェブ会議の方法により本人確認を行うことを可能とすることも考えられる。なお、本人確認の方法等については【乙案】と同様であるが、郵送により申請することとした場合には、家族等が遺言者に代わって郵送するなど、遺言者が遺言の内容を正確に把握していないおそれが高まるため、その後の手続（遺言者と公的機関の職員とのウェブ会議でのやり取りの方法等）による真正性等の確認の在り方がより重要となると考えられる。また、真正性の担保等の観点から、【乙案】において、遺言者がマイナンバーカード等による電子署名をし、署名用電子証明書等を提供することを方式要件とする場合には、【丙案】において、署名用電子証明書と同等の本人確認手段として用いられている印鑑登録証明書の提出を方式要件とすることも考えられる。

ウ 仮に証人が立ち会うものとする場合、証人の立会いの在り方については、【乙案】の場合と同様に考えられる。

(3) 問題点への対応等

【丙案】に対する懸念点及びそれに対する対応策は、【乙案】の場合と同様に考えられる。

8 （後注）について

(1) （後注）では、文字情報に係る電磁的記録による遺言について、作成手続に際して顔貌認証等の生体認証技術、電子署名等のデジタル技術を複数活用し、真意性の担保等を図った上で本人確認を行うことができる方式について、引き続き検討する旨を記載している。

デジタル技術は常に発展しており、現時点でデジタル技術によって真意性の担保等を図ることができるような仕組みを設けることができるとしても、それを偽装する技術も更に現れ得るとも考えられることから、本文の各案は、デジタル技術のみをもって、第三者の関与なしに遺言者が一人で作成して保管しておくことによって真正性の担保等を図ることは困難であるとの考え方を踏まえたものとしている。

他方で、デジタル技術により真正性の担保等を図る方式の在り方として、例えば、遺言者が遺言作成アプリを用いて遺言を作成することとし、当該アプリで遺言の作成を開始するときに顔貌認証等の生体認証技術を用いて本人確認をしてログインした上、作成過程では遺言者本人が継続して操作しているか、周囲に遺言者本人に

働き掛けている第三者はいないかなどを映像及び音声によるリアルタイム解析によって確認し、本人が操作していないなど不正を検知した時点で作成を自動的に停止する仕組みとし、作成完了時には遺言者本人が電子署名を講じて遺言を保管するとともに当該解析結果のログを保管するといった仕組みも考えられる。

- 5 (2) 上記のような方式については、必要な情報処理システムの開発に相当の費用を要するものと考えられることとの関係から、一定の利用料の負担が生じることを考慮しつつ、遺言を作成しようとする者に利用のニーズがあるかが問題となると考えられる。そして、仮に民間事業者が情報処理システムの構築運営を行うものとする場合には、適切な民間事業者が事業参入した上で、その事業の適正性・継続性を確保する観点から、監督官庁が当該事業者を監督する必要があると考えられる。その上で、法制度としては、制定当時に利用可能なデジタル技術にとどまらず、将来のデジタル技術の発展にも対応し得るような規律とする必要があると考えられる。以上を踏まえ、(後注)では、これらを考慮しつつ引き続き検討することを要する旨を記載している。

15

2 保管制度の在り方

本文1において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次のような規律を設けるものとする。

- 20 (1) 相続人、受遺者及び遺言執行者（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の閲覧、③当該遺言に係る情報等を証明した書面又は電磁的記録の提供を請求することができる。
- (2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言を保管している旨を通知しなければならない。
- 25 (3) 保管されている遺言については、遺言書の検認（第1004条第1項）の規定は適用しない。

(注1) 遺言に係る情報等を証明するための電磁的記録には、公的機関が電子署名を講ずるものとするのが考えられる。

- 30 (注2) 遺言を保管している旨の通知に関しては、上記のほか、遺言者の死亡の事実を確認したときに、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言を保管している旨を通知するものとするのが考えられる。

(補足説明)

1 概要

- 35 本文2は、本文1と一体的に考えることを前提としており、本文1の【乙案】及び【丙案】については、保管の主体を公的機関として保管制度を設けることとしている。

なお、具体的な保管の主体については、現時点では、既に令和2年から自筆証書遺言書保管制度の運用を開始している法務局が考えられる。

5 おって、【甲案】については、録音・録画に係る電磁的記録を保管する場合のシステム負荷及びコストの観点から、現状では保管制度の対象としておらず、本文1では他に保管制度を任意に利用可能とする選択肢を設けていないことから、保管制度の利用をするか否かは本文1で検討することとしている。

2 規律の内容

本文2（保管制度の規律の内容）については、(注1)において、証明に係る電磁的記録に公的機関が電子署名を講ずるものとすることも考えられる旨を記載したほかは、部会資料5からの実質的な変更点はない。

10 (1) 公的機関による電子署名を講ずることとする考え方は、各種の相続手続において、電磁的記録を提供して申請等を行おうとする場合には、電子署名のない電磁的記録は受け入れられない場合が多いと想定されることも踏まえたものである（注）。

15 (2) このほか、法務局で保管されている自筆証書遺言や公証役場に保存されている公正証書遺言等に加え、新たな方式の遺言も含めた遺言の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みを構築することが望ましいとの指摘もある。

20 この点については、個人情報保護上の問題の有無からの検討が求められるほか、それぞれの請求手続や遺言書保管官と公証人の審査権限等の相違を踏まえた制度面や運用面の検討が必要となる。すなわち、法務局で保管されている自筆証書遺言については、遺言書保管事実証明書（遺言者の関係相続人等（遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者等）に該当する遺言書が遺言書保管所に保管されているか否かを明らかにするもの）の交付を請求しようとする者は、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、手数料を納めて遺言書保管官に提出する（遺言書保管法第10条第1項、第2項において準用する第9条4項、第12条第1項第3号、
25 法務局における遺言書の保管等に関する省令第43条、第44条等）とされており、請求を受けた遺言書保管官は、遺言書保管所に備え付けられた遺言書保管ファイルに記録されている遺言者、受遺者、遺言執行者等の情報（保管申請やその後の変更の届出に際して遺言者から申告された情報を記録したもの）に基づき、請求者が関係相続人等に該当する遺言書があるか否かを外形的に審査し、その結果について、
30 証明書を作成して交付している。これに対し、公証役場に保存されている公正証書遺言の検索については、法令上の根拠を有するものではなく、あらかじめ、個人情報の管理について遺言者からの了承を得た上で、当該遺言者に係る情報を日本公証人連合会で管理している遺言情報管理システムにより一元的に管理しているものであり、請求があった場合には、公証人において、請求者が利害関係人に該当するか
35 否かを事案に応じて判断した上で、請求に係る遺言者による遺言の有無を当該システムを用いて検索し、無料で回答しているものである。したがって、仮に検索を一

元的に行う仕組みを設ける場合には、請求権者の定めや請求に当たって疎明すべき事項、手数料の有無、回答方法等を統一する必要があると考えられる。また、それらの遺言を一元的に検索できるようにするためには、それぞれそのためのシステム整備をする必要があり、高額の改修費用が見込まれる。さらに、現時点までに遺言書保管所や公証役場において相当数の遺言が保管されており、それらを含めた一元化を図らない限り、一元化の効果は見込まれないと考えられるが、それに要する更なる費用負担や手続負担、それらの遺言に係る情報の管理方法を変更することによる個人情報保護上の問題等についても考慮する必要がある。

以上によれば、遺言の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みを設けることには慎重な検討を要し、まずは遺言書保管事実証明書の交付手続のオンライン化など、それぞれの検索の手続負担の軽減によって対応することが考えられる。

(注) 公正証書遺言の場合においても、公証人による電磁的記録での証明においては、公証人が電子署名を講ずるものとされている(改正後の公証人法第45条)。

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする。

- (1) 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲案】の場合)、遺言者が作成日として記録した日とする。
- (2) 保管制度に基づき保管される場合(本文1の【乙案】及び【丙案】の場合)、保管が開始された日とする。

(補足説明)

1 検討の前提

- (1) 現行の普通の方式について

日付は、遺言能力(判断能力)の有無、複数の遺言の先後関係及びよるべき方式の特定について判断する際の基準となるものであり、自筆証書遺言においては遺言者が、公正証書遺言及び秘密証書遺言においては公証人がそれぞれ記載等するものとされている。また、このうち自筆証書遺言について、判例は、日付の記載は遺言の成立の時期を明確にするために必要とされるのであるから、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならないとする(最判昭和52年4月19日集民120号531頁)一方で、記載された日付よりも約1か月弱後に押印がされたからといって、直ちに遺言が無効となるものではないとするなど、遺言者の真意の実現という観点から、一定程度柔軟な解釈が示されている(以上につき、部会資料3の6、7頁参照)。

- (2) 新たな方式における検討の方向性

新たな方式においても、日付とは、基本的には、真実遺言が成立した日の日付を指し、具体的には、方式要件が全て具備されるに至った日とすべきものと考えられる。そこで、公的機関が遺言の成立に関与しない方式とする場合には、遺言者自身が、方式要件が具備されるに至った日の日付を記載又は記録することが考えられる一方、公的機関が遺言の成立に関与する方式とする場合には、当該公的機関が、他の方式要件が具備されるに至った日付を記録・管理するものとし、これにより日付の正確性を客観的に担保することが考えられる。

2 具体的な検討

(1) 遺言が保管制度の対象とされない場合

本文(1)は、保管制度を利用しない方式(本文1の【甲案】)について、遺言者が作成日として記録した日を方式要件としての日付とする考え方である。

【甲案】では、日付は遺言者の遺言能力の有無等を判断する際の基準となるものであり、その記録が有用であると考えられることに加え、特別の方式の場合と異なり、普通の方式ではいつでもどこでも作成できるものであるから、その作成時点を明確にするために日付を記録する必要性が高いこと、他方で、重要な文書である遺言に日付の記録を求めることは慣行ないし法意識に沿うものであり、自筆証書遺言の在り方とも整合することを踏まえ、日付の記録を方式要件としている。もっとも、これに対しては、デジタル技術を活用する場合にはデジタル機器によって日付が記録される場面が多くあることから日付を方式要件とする必要性は高くなく、日付が記録されていないことのみをもって無効とする必要があるか疑問であるとして、日付の記録を方式要件としないとの考え方もあり得る。

この点については、デジタル技術を活用する場合、デジタル機器によって日付が記録されるものの、使用するデジタル機器の日付が誤っていた場合には誤った日付が記録されたり、第三者が遺言の完成後にデジタル機器によって記録された日付を改変したりするおそれがあり、デジタル技術によって記録された保存の日が正確であることを担保することは困難であるから、これに依拠することはできないと考えられる。

そこで、本文では、現行の自筆証書遺言と同様、遺言者が作成日として記録した日を方式要件としての日付としている。【甲案】では、方式要件が全て具備されるに至った日は、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録とが結合された日であり、遺言者としては当該日を当該電磁的記録に記録して口述する必要があると考えられる。日付の正確性や第三者による改変の防止については、証人の立会い及び録音・録画により一定程度担保されていると考えられる。もっとも、その場合であっても、遺言者が日付を記録する場合に、遺言者が記録した日と真実遺言が成立した日が異なることが生じ得るが、自筆証書遺言における判例の考え方を踏まえ、方式要件としての日付が記録されているといえるかを判断することとなると

考えられる（部会資料3の7頁（注1）参照）。具体的には、【甲案】では、遺言者が作成日として記録した日付について、電磁的記録が保存された日（文字情報に係る電磁的記録が保存された日、録音・録画に係る電磁的記録が保存された日、両者の電磁的記録が結合された電磁的記録が保存された日等）や証人の供述する遺言成立日との整合性等を踏まえ、真実遺言が成立した日が記録されているかを明らかにした上で、仮に相違する場合には、方式要件としての日付を欠き、当該遺言を無効すべきものかどうかを事案ごとに判断することとなると考えられる。

(2) 遺言が保管制度に基づき保管される場合

本文(2)は、保管制度を利用する方式（本文1の【乙案】及び【丙案】）について、公的機関において保管が開始された日を遺言の成立日とする考え方である。

公正証書遺言及び秘密証書遺言については、公証人が公正証書の作成年月日を記録等することとされていること（改正後の公証人法第38条第5号及び民法第970条第1項第4号）を踏まえ、公的機関においてデジタル技術を活用した新たな方式の遺言を保管する場合には、公的機関が保管を開始した日付を記録することとしている。これにより、日付の正確性が担保されると考えられ、公正証書遺言と同様、【乙案】及び【丙案】では、日付は方式要件とは位置付けられないものと考えられる。

なお、同一日に複数の遺言が作成される可能性があり、その場合の遺言の先後関係の判断を可能とする観点から、日付に加えて時刻も記録すべきとの考え方もあり得るものの、そのような場面が多く生じるとまでは考えにくく、また、現行の他の普通の方式と異なり、新たな方式についてのみ時刻も要件とする必要は高くはないとも考えられる。

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

内容を変更する場合には別途新たな遺言を作成することを要するものとし、特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

次のいずれかの案によるものとする。

ア 保管制度の対象としない場合（本文1の【甲案】の場合）

【A案】遺言書の破棄について定める第1024条前段の適用を除外する規律を設けるものとする。

【B案】特段の規律を設けないものとする。

イ 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

【C案】保管の申請の撤回（保管している遺言に係る情報の消去等）を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなす旨の規律を設けるも

のとする。

【D案】保管の申請の撤回を認めないこととする。

(補足説明)

5 1 加除その他の変更について

(1) 検討の前提

ア 自筆証書遺言では、加除その他の変更があったことが遺言者の死後確認されなければならないことから、また、他人による変造を防止するために、加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれ
10 に署名し、かつ、その変更の場所に押印しなければならないとされている（第968条第3項）。この規定は、遺言の作成過程における加除その他の変更についても適用されると解されており、遺言の完成前後を問わず、上記の方法によって変更しなければならない。

また、秘密証書遺言では、第970条第2項により自筆証書遺言について定め
15 る第968条第3項が準用されており、自筆証書遺言と同様の方法で加除その他の変更をしなければならないとされている（注）。もっとも、秘密証書遺言の性質上、公証人等が封紙に署名押印して遺言が完成した後は、変更することができないものと考えられる。

公正証書遺言では、改正前の公証人法第38条において変更（文字の訂正）に
20 関する規定が設けられていたが、改正後の公証人法では、電磁的記録をもって公正証書を作成する場合にはその旨の規定は不要であることや、書面をもって作成する場合のこれらの変更の方法は、法律で規定する必要はない技術的・細目的事項であることから、変更に関する規定は法定されていない。また、完成後の変更の
25 手続について、特段の規定は設けられていない。

イ 新たな遺言の方式において、遺言者が遺言の内容を変更したいと考える場合には、遺言者の最終意思が尊重されるよう、なるべく簡易な方法で変更できる方法
30 であることが望ましいとも考えられる一方、第三者による変造ではないことを明確に判断することができる必要があると考えられる。また、特に一旦完成した後であっても遺言を変更する方法を定める必要があるか否かについては、秘密証書遺言や公正証書遺言において完成後の変更がされていないことも踏まえて検討すべきと考えられる。

(注) 変更した旨の付記、署名及び押印について、遺言者によってされなければならないと考える
35 かどうかについては争いがあり、いずれも遺言者によってされることを要するとする見解、署名は遺言者によってされることを要するものの付記や押印は他人によることを認めるとする見解、いずれも遺言者によってされることを要しないとする見解等がある。

(2) 新たな遺言の方式についての検討

ア 文字情報に係る電磁的記録を作成した上で、全文等を口述する状況の録音・録画及び証人の立会いを要する方式（本文1の【甲案】）の場合、文字情報に係る電磁的記録の文言と録音・録画に係る電磁的記録の口述内容が一致することが方式要件として求められるため、例えば、文字情報のみ一部を変更したことによりそれらが相違することとなった場合には、変更後の文字情報に一致する録音・録画を改めて作成する必要があると考えられる。そして、この案では、電子署名等を講ずることによる改変防止措置は採られていないものの、証人の立会い及び口述状況の録音・録画により、他人の変造を防止する機能が果たされているものと考えられる。そうすると、加除その他の変更の有無にかかわらず、完成したものが所定の方式を満たすか否かを判断すれば足りることとなり、加除その他の変更に係る規定を設ける必要はないと考えられる。

その結果、遺言者が【甲案】に係る遺言について、加除その他の変更をしたいと考えた場合には、【甲案】の方式を満たすよう修正又は新規作成するか、又は加除その他の変更をしたい部分について別途遺言を作成する（この場合には他の方式によってもよい（第1022条、第1023条第1項）。）ことが考えられる。

イ デジタル技術を活用した新たな遺言の方式として、保管制度を利用する場合（本文1の【乙案】及び【丙案】）、現行の公正証書遺言や秘密証書遺言において遺言が完成した場合と同様に、保管開始後は、遺言者本人であっても加除その他の変更をすることはできず、また、他人による変造も困難であると考えられる。

他方で、電磁的記録による遺言の場合（【乙案】）及び書面による遺言の場合（【丙案】）のいずれであっても、公的機関において保管を開始するまでは容易に変更することができる。なお、【丙案】において、遺言者がプリントアウトした書面の本文を手書きで変更する場合であっても、公的機関に提供する前であれば、遺言者本人による変更であることは明らかであることから、第968条第3項のような規律を設けず、自由に変更を認めても支障はないと考えられる。その結果、遺言者が【乙案】又は【丙案】に係る遺言について、加除その他の変更をしたいと考えた場合には、保管開始前については、特段の方式の定めはなく変更が可能であり、保管開始後は、加除その他の変更をしたい部分について別途遺言を作成する（この場合には他の方式によってもよい（第1022条、第1023条第1項）。）ことが考えられる。

2 撤回について

(1) 検討の前提

ア 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回すること

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500

ができ、後にした遺言が前の遺言と抵触するときなどの場合には、抵触する部分につき前の遺言を撤回されたものとみなされ、また、遺言者が故意に遺言書を破棄等したときは、その破棄等した部分については遺言を撤回したものとみなされる（第1022条から第1024条まで）。これらの規定は、生前の遺言の撤回が自由であることを前提として、その方式を定めるとともに、撤回とみなされる場合を法定することにより、撤回について疑念が生じることを避けることに意義を有する。

上記の規定は、全ての遺言の方式に適用されるため、自筆証書遺言及び秘密証書遺言については、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなされる（第1024条前段）。

他方で、公正証書遺言については、原本が公証人役場に保存されているため、遺言者が手元にある正本を破棄しても撤回の効力は生じないと考えられており、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については遺言を撤回したものとみなす規定（第1024条前段）は事実上適用される場面が存在しないものと考えられている。また、自筆証書遺言書保管制度において保管される遺言書についても同様に、遺言書保管所による保管が継続している間は、上記の規定が適用される場面は事実上存在しないものと考えられている。

イ 遺言は、遺言者の最終意思に効力を認めようとする制度であるから、いつでも自由にこれを撤回することが保障されなければならない。また、遺言者が前の遺言を撤回する意思を明示していない場合でも、その意思を推測させるような行為があれば、前の遺言を撤回したものとして取り扱うのが遺言者の最終意思の尊重の趣旨からして適当であると考えられるが、その場合には撤回について疑念が生じないよう、撤回とみなされる場合を法定しておく必要があると考えられる。

そうすると、新たな遺言の方式においても、遺言者が自由に遺言を撤回することができるとともに、遺言者の撤回の意思を推測させるような行為を法定し、撤回とみなされる場面を明らかにすることが望ましいと考えられる。

(2) 新たな遺言の方式についての検討

ア 電磁的記録を遺言とする方式において、保管制度を利用しない場合（本文1の【甲案】）、遺言者が管理している電磁的記録の遺言と同一の電磁的記録の遺言が複数生じ得ることとなり、書面（紙）の遺言とは異なり、唯一の原本を想定した規律を設けることは困難であると考えられる。

そこで、【A案】は、遺言者が、遺言を撤回する意思をもって、管理している元の遺言に係る電磁的記録を破棄したとしても、当該遺言の破棄を認定するのはその性質上困難であり（例えば、遺言者が当該電磁的記録をパソコン上の「ごみ箱」のフォルダに格納したとしても容易に復元できる上、外観上はパソコン上に保存されていないように見えても電磁的記録の解析技術を活用することにより復元

することができる場合もある。)、特に他人が同一の遺言に係る電磁的記録を保管していることを想定するとその判断が更に困難であると考えられることを踏まえ、第1024条前段の適用を除外する規律を設け、電磁的記録による遺言については、破棄による撤回を認めないこととするものである。この案は、撤回とみなされる場面に当たるかどうか、なるべく疑義が生じないように上記の規律を設けるとする考え方である。この場合、遺言者は、新たな遺言をすること等によって遺言の撤回をすることができることとなる。

これに対し、【B案】は、撤回について、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する特段の規律を設けず、電磁的記録による遺言であっても第1024条が適用されることとして、遺言者が故意に遺言を破棄したといえるかどうかを裁判所の事実認定に委ねる考え方である。通常の遺言者の意思に沿うものとも考えられ、アメリカ及びカナダでも電磁的記録に係る遺言の破棄による撤回を認めている(注1)。もっとも、この案に対しては、上記のような電磁的記録の性質に鑑みれば、遺言者が破棄する場面に第三者が関与しているような場合でない限り、適切な事実認定は困難であり、相続人等間で撤回を巡る争いが生じるおそれがあるとの指摘があり得る。

イ 保管制度を利用する方式の場合(本文1の【乙案】及び【丙案】)、遺言の原本は公的機関で保管されることとなる。

その上で、【C案】は、遺言者の意思を尊重して保管の申請の撤回(保管している遺言に係る情報の消去等)を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなす旨の規律を設けるとするものである。公的機関に保管した遺言の情報を消去等したいと考える場合を含め、遺言者の意思を尊重するものであり、また、撤回とみなされる場面も明確になると考えられる(注2)。なお、この場合には、保管申請の手続と同様に、撤回の手続において、真正性等を担保するための公的機関による確認の在り方が問題となり得る。

これに対し、【D案】は、保管の申請の撤回は認めず、その結果、遺言者が遺言の内容を変更したい場合には、新たな遺言をすることなどにより、遺言の撤回をすることとなる。公正証書遺言の場合と同様の考え方であるものの、遺言者による遺言の撤回のための選択肢が減るとの指摘があり得る。

なお、各案いずれの場合であっても、公正証書遺言における上記解釈と同様、遺言者が遺言の原本と同一の電磁的記録を破棄しても、第1024条の適用はなく、撤回とみなされないこととなると考えられる。

(注1) アメリカの統一電子遺言法第7条(b)(2)では、遺言の全部若しくは一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったこと若しくは他の者に指示をしてこの者が遺言者の物理的立会いのもとでその行為を行ったことが、証拠の優越によって立証さ

れた物理的行為により、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定されている（参考資料2・17、51、52頁参照）。

また、カナダの統一遺言法第16条(1)(c)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言又は遺言の一部の1つ又は複数の電子版を削除すること、同(d)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、証人の立会いのもと、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言の紙コピーの全部又は一部を何らかの方法で焼却、破り捨て、又は破棄することにより、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定され、同条(3)では、疑義のないように、遺言の全部又は一部の1つ又は複数の電子版の不注意による削除は、遺言を撤回する意思の証拠とはならない旨規定されている（参考資料2・82、83、97、98頁参照）。

(注2) 新たな遺言をすることなどにより撤回がされた遺言についても、その遺言の情報が閲覧・証明されることを避けるため、公的機関に保管されている遺言の情報を消去することを望む遺言者がいることが想定される。

第2 その他

- 1 遺言能力（遺言者が遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を弁識するために必要な判断能力）に関する特段の規律を設けないことについて、どのように考えるか。
- 2 遺言事項として記載された内容の明確性を確保することに関する特段の規律を設けないことについて、どのように考えるか。
- 3 成年被後見人の遺言について、自筆証書遺言における押印要件の在り方等を踏まえて検討するほかは、規律を見直さないことについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 遺言能力

高齢化社会の進展とともに、認知症等で判断能力が不十分な高齢者がした遺言について遺言能力の有無が争われる事案が多いことから、このような紛争を防止する観点から、遺言能力を担保する手当等があれば望ましいとの指摘がある。

もっとも、この点を担保することに資する確なデジタル技術も現時点では見当たらず、これまでの会議においても具体的な規律の内容に関する意見はなかった。

以上を踏まえると、遺言能力を担保等する方策については、公証人において遺言者の遺言能力についても確認することとされている公正証書遺言との棲み分けの問題や方式要件の問題に含めて考えることが相当とも思われ、特段の規律を設けることは困難とも考えられる。

2 遺言事項として記載された内容の明確性の確保

自筆証書遺言の場合、処分行為に該当するか否かや、対象財産が何かが明らかでないなどの不明確な記載など、遺言の趣旨が判然としないために無効と判断され、遺言が実現されないことがあるため、それを防止する必要があるのではないかと指摘がある。

この点については、例えばウェブサイト上でフォーマットを用い、相続財産、推定相続人、受遺者、遺言執行者、相続分の指定、遺贈等の記載事項につき、項目化・フォーマット化して入力することとし、入力に漏れがある場合にはその旨の表示がされるなどすれば、遺言の作成が容易となる上、遺言事項の内容が明確となり、不明確な記載を一定程度防止することが可能とも考えられる。

他方で、第2回会議では、そもそもこの点については遺言の方式要件の問題として考えるのではなく、例えば法務省のホームページで遺言事項の文例を示すことなどにより、遺言の書き方（文例）が分からない利用者に対応することも考えられるとの指摘があった。また、本文第1の1のように、全文等の入力方法を問わないとすると、フォーマットを用いて入力することも排除されないため、遺言者によってはフォーマットを用いて入力することもあると考えられ、その限度で不明確な記載は防止されるとも考えられる。

以上を踏まえると、遺言事項として記載された内容の明確性を担保する方策については、特段の規律を設けないことが考えられる。

3 成年被後見人の遺言

(1) 問題点

成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならず、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、押印しなければならない（第973条）。この趣旨は、遺言者が遺言をする時においてその能力を有しない場合にはその遺言は無効となる（第963条）ところ、成年被後見人は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」であるものの、能力を回復した場合においては、同人に遺言をすることを認めることが同人にとって有益であることから、一定の要件を満たした場合には遺言をすることができるとしたものである。もっとも、実務上、成年被後見人が遺言をするに際し、医師二人以上の立会いを求めるのは困難であるとの指摘がある。

(2) 成年後見制度の見直しとの関係及び本部会における検討の方向性

成年後見制度については、令和6年4月以降、本部会と並行して開催されている法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、その見直しについての調査審議が行われており、「成年後見制度に関するその他の検討」の項目内において、成年後

見制度の見直しに伴う成年被後見人の遺言に関する規律の見直しの要否についても検討事項とされている（注）。ただし、現時点では、同部会における調査審議の結果を踏まえて立案されることが見込まれる成年後見制度に係る改正法案は、遺言制度の見直しに係る改正法案よりも後に立案されることも想定される。そうすると、本部会においても、現行の成年後見制度を前提として成年被後見人の遺言に関する規律について検討することは必ずしも否定されず、また、見直しの検討において含まれ得る論点のうち、特に遺言法制に特有の問題（押印の要否）については、本部会で検討することが相当と考えられる。

以上を前提として検討するに、現行の成年後見制度の下においては、成年被後見人は、事理を弁識する能力を欠く常況にある者として後見開始の審判を受けた者であり、同人が遺言をするときに当該能力を回復しているか否かの判断について慎重な検討が求められることに加え、成年被後見人が当該能力を回復した時に遺言をしたか否かの紛争を防止する必要があると考えられることからすると、医師二人以上の立会いを要することはやむを得ないとも考えられる。

また、遺言に立ち会った医師が行う押印の要件については、自筆証書遺言において押印を要しないとする場合には、これと同様に押印を要しないものとする考えられる。

なお、成年後見制度の見直しがされた場合の「成年被後見人」の遺言の在り方については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議されている後見、保佐及び補助の三類型が維持されるか否か、後見がどのような要件の下にどのような範囲の者を対象とするのかなどにも関わる問題であり、基本的には、成年後見制度の見直しにおける議論に委ねるのが相当とも考えられる。

（注）成年後見制度の見直しについて調査審議を進めている法制審議会民法（成年後見等関係）

部会の第9回会議（令和6年10月22日開催）における部会資料6では、成年被後見人の遺言について、「これまでの部会において、現在の三類型（引用者注：後見、保佐及び補助の三類型を指す。）を見直す場合には民法第973条の規定をどのように整理するかということは遺言無効確認訴訟との関係で実務上重要であるとの意見等が出された。成年被後見人の遺言に関する規律の見直しの要否については法定後見制度の見直しの内容を踏まえて検討する必要があると思われるが、現時点で、この点についてどのように考えるか。」と記載されている。

以上